

美幌町立旭小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという緊張感をもち、すべての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめ問題に対する理解を深め、いじめに向かわせないため未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、特支担任等を構成員とし、支援策の検討、サポート体制の確認、いじめ対策等を話し合う委員会を設置、定期的を開催する。

(2) 職員間の情報交換及び共通理解、研修

配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、指導力向上のための研修を実施する。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

ア わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

イ 生徒指導の機能（自己有用感、共感的人間関係、自己決定の場）を生かした指導と評価に努める。

(2) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 児童の主体的・自主的活動の推進

ア よりよく生きるための自分で決定し活動する場を設定する。（学校行事、特別活動、児童会活動、学級活動、縦割り活動など）

イ 児童を主体としたいじめ防止対策を推進する。（例：いじめ撲滅宣言、挨拶運動、全校ゲームなど）

(4) 体験活動の充実

ア 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、他者、社会、自然と関わる場を多く設定する。

イ 町内小中学校や幼稚園との交流学习を推進する。

(5) 保護者、地域の方への働きかけ

ア 授業公開日の設定、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

イ P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) ガイダンス・カウンセリング機能の充実

ガイダンス機能を充実させ、学級集団としてあるべき姿を児童が考え、主体的に行動させるとともに、児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりするなど、カウンセリング機能を生かす。

(2) 「いじめの把握のためのアンケート調査」の実施

年3回（6月・10月・2月）「いじめの把握のためのアンケート調査」を実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

(3) 教育相談の実施

日常的に児童の悩み等に対応するとともに、アンケート調査を基にした教育相談（聞き取り調査）を行う。

(4) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次の相談窓口等の周知を行う。

- ・美幌町町教育委員会、教育相談室
- ・オホーツク教育局「相談電話」
- ・道教委「いじめ相談電話」

(5) ネットコミュニケーション見守り活動（ネットパトロール）の実施

児童がインターネットの Web サイト等において、不適切な利用によりいじめ等のトラブルに発展しないよう、見守り活動（ネットパトロール）を行う。

(6) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、福祉保健課、教育委員会、中学校や児童相談所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する早期対応

(1) 事実確認

いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) 生徒指導委員会の開催

いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

(3) 児童・保護者に対する継続的な支援及び指導助言

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 必要な措置

いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 情報共有

事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携及びマスコミ対応等を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価における留意事項

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、改善を行う。

いじめ防止のための年間指導計画

	指 導 等 の 内 容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての共通理解 ○児童に関する情報交換 ○サポート会議	○学級開き・学級ルールづくり ○人間関係・居場所づくり ○児童会行事を生かした人間関係・居場所づくり	○いじめ対策についての説明・啓発 【学校だより・総会・家庭訪問・学級懇談】
5月	○学級経営交流会 ○サポート会議	○行事等を通じた人間関係づくり	
6月	○いじめアンケートの実施 ○いじめアンケート結果交流と対策	○地域行事を通じた人間関係づくり	○保護者との情報交流 【参観日・懇談会】
7月	○サポート会議 ○生徒指導交流会	○行事等を通じた人間関係づくり	
8月	○児童に関する情報交換		
9月	○サポート会議 ○いじめ対策の取り組みの見直し（学校評価）	○行事等を通じた人間関係・居場所づくり	
10月	○児童に関する情報交換 ○サポート会議	○行事等を通じた人間関係づくり	
11月	○いじめアンケートの実施 ○いじめアンケート結果交流と対策	○行事等を通じた人間関係づくり	○地域との情報交換 町民参観日
12月	○サポート会議 ○いじめ対策の取り組みの見直し（学校評価）	○行事等を通じた人間関係づくり	○保護者との情報交流 【参観日・懇談会】
1月	○児童に関する情報交換 ○年度末反省	○行事等を通じた人間関係づくり	
2月	○いじめアンケートの実施 ○児童に関する情報交換 ○サポート会議、学級経営反省	○児童会行事を生かした人間関係・居場所づくり	○保護者との情報交流 【学年参観日・懇談会】
3月	○児童に関する情報交換、新年度引き継ぎ		

時系列項目児童生徒を観るポイント

時系列	チェック項目	✓
1 登校から 朝の会	① 遅刻・欠席・早退などが増えた。	
	② 朝の健康観察の返事に元気がない。	
2 授業時間	③ 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。	
	④ 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。	
	⑤ 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。	
	⑥ グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。	
3 休み時間	⑦ 休み時間に一人で過ごすことが増えた。	
	⑧ 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	⑨ 遊び仲間が変わった。	
4 給食時間	⑩ 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。	
5 清掃時間	⑪ 重い物や汚れたものを持たされることが多い。	
	⑫ 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	
6 帰りの会 から下校	⑬ 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。	
	⑭ 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしめない。	
7 クラブ 児童会	⑮ 準備や後片付けを一人でしていることが多い。	
	⑯ クラブ・児童会を変わりたいと言い出す。	
8 学校生活 全般	⑰ グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
	⑱ 本意でない係や委員にむりやり選出される。	
	⑲ 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。	
	⑳ 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。	
	㉑ 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。	

